

村上市と太平電業株式会社との持続可能な地域づくりのための包括連携協定書

村上市（以下「甲」という。）と太平電業株式会社（以下「乙」という。）は村上市における持続可能な地域づくりに向けて、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲が目指すゼロカーボンシティの実現に向けて、甲の森林資源を活用し、乙が行う木質バイオマス発電事業及びそれに付随する事業（以下「グリーンプロジェクト」という。）の実施について、甲と乙が互いに連携し、再生可能エネルギーの地産地消、森林資源サプライチェーンの構築、地域レジリエンスの向上及び地域との共存共栄を図ることで、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な地域づくりを推進することを目的する。

（対象の取組）

第2条 本協定の対象となる取組は、次のとおりとする。

- （1）グリーンプロジェクトの実施に関すること。
- （2）村上市内の森林資源の循環を目的とした事業者連携ネットワーク（以下「森林資源循環ネットワーク」という。）の構築に関すること。
- （3）再生可能エネルギーの地産地消に関すること。
- （4）地域レジリエンスの向上に関すること。
- （5）林業及び農業の振興による地域との共存共栄に関すること。
- （6）その他、持続可能な地域づくりに関すること。

（甲の役割）

第3条 甲は前条に定める取組において、次の役割を果たすものとする。

- （1）グリーンプロジェクトの実施場所として、甲が所有する土地を提供すること。
- （2）グリーンプロジェクトの実施場所の周辺整備を行うこと。
- （3）グリーンプロジェクトの実施において地域住民や関係者に理解・協力を求めること。
- （4）森林資源循環ネットワークの構築その他グリーンプロジェクトに必要な木材調達の連携・協力を行うこと。
- （5）その他、グリーンプロジェクトに必要な連携・協力を行うこと。

2 前項第1号に関する諸条件については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は第2条に定める取組において、次の役割を果たすものとする。

- （1）グリーンプロジェクトを実施すること。
- （2）森林資源循環ネットワークの構築に対する連携・協力を行うこと。
- （3）地域の雇用拡大、新技術の導入支援を行うこと。
- （4）再生可能エネルギーによる地域レジリエンスの向上を図ること。
- （5）林業及び農業の振興による地域との共存共栄を図ること。
- （6）その他、甲が目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組に協力すること。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から20年間とする。ただし、本協定の有効期間満了

の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第6条 この協定の有効期間中において、社会情勢の変化やその他事情により協定の内容を見直す必要が生じたときは、甲及び乙の協議により見直すことができる。

（協定の解除）

第7条 甲及び乙のいずれかから協定の全部又は一部解除の申し出がなされたときは、双方協議のうえ、この協定の全部又は一部を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一つに該当する場合は、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- （1）本協定（本協定に基づき甲乙間で締結された諸契約を含む）に違反したとき。
- （2）グリーンプロジェクトの遂行が困難と認められたとき。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施にあたり知り得た相手方の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組の実施に関与する自らの被用者に対しても、かかる義務を遵守させるものとする。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（裁判管轄）

第9条 本協定に関する一切の紛争に関しては、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項や生じた疑義について、甲及び乙は、その都度誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙署名のうえ各自1通を保有する。

令和6年7月29日

（甲） 新潟県村上市三之町1番1号

村上市

村上市長 高橋 邦芳

（乙） 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

太平電業株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 野尻 穰